

災害発生時の阿久比町議会議員行動マニュアル

平成26年12月24日 制定

第1 目的

このマニュアルは、阿久比町議会災害対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）に定めた阿久比町議会議員（以下「議員」という。）の活動等について具体的な行動マニュアルを定め、大規模災害発生時の災害対応を行うものとする。

第2 参集基準

- 1 阿久比町議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）構成員は、阿久比町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置され下記の条件の時に、参集する。
 - （1）町対策本部第三非常配備招集がなされたとき。
 - （2）町対策本部第二非常配備招集がなされ議長が参集すべきと判断したとき。
- 2 その他議員は、議長が招集した時、参集する。

第3 行動基準

- 1 災害発生時
 - （1）議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。
 - （2）議員は、災害の発生を覚知した場合は、議会災害対策会議の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- 2 初動体制（災害の発生後おおよそ1日ないし2日目）
 - （1）議員は、議長又は副議長に対し、自らの安否とその居所、連絡先及び連絡手段を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。
 - （2）議員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、自宅又は自宅付近の避難所等にとどまる。
- 3 応急体制（災害の発生後おおよそ1週間以内）
 - （1）議長は、議員の安否等の確認ができない場合、参集した議員を安否等の確認ができない議員の居宅に向かわせ、状況の把握に努める。

- (2) 議員は、各地域における被災地及び避難所等において情報収集を行い、議長へ報告する。
- (3) 議長は、各議員からの情報を集約し、町対策本部に必要な情報を提供する。
- (4) 議会事務局長は、町対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会災害対策会議へ必要な情報を提供する。
- (5) 議員は、避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力するとともに、被災者に対する相談及び助言等を行う。

4 復旧体制（災害の発生後おおよそ1週間以降）

- (1) 議員は、引き続き避難所等の運営に関わるとともに、他の地域の避難所等の議員との連絡体制を確立させ、必要な情報交換を行う。
- (2) 議員は、被災地及び避難所等の実態把握を行うため、必要に応じて町内視察を行う。
- (3) 議長は、必要に応じて国、県、地元選出国・県会議員・関係団体等への要望、陳情及び提言活動等を実施する。

第4 行動時の留意事項

- (1) 災害の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。
- (2) 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、作業服、安全靴、長靴、ヘルメット、雨具、防寒着、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。
- (3) 災害を起因とした事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、この行動マニュアルより優先して人命救助等にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。
- (4) このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

○連絡系統は連絡網図を参照

○現地調査時は災害時現地調査報告書を参照